

# 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 に係る総量削減基本方針

(東 京 湾)

(伊 勢 湾)

(瀬戸内海)

平成 28 年 9 月

## 目 次

### 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針

|       |                          |   |
|-------|--------------------------|---|
| 東 京 湾 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 伊 勢 湾 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 瀬戸内海  | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |

# 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (東京湾)

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）は、なおその効力を有する。

## 1. 削減の目標

発生源別及び都県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

### (1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 生活排水  | 1 0 3 | 1 1 0               |
|  | 産業排水  | 3 3   | 3 4                 |
|  | そ の 他 | 1 9   | 1 9                 |
|  | 総 量   | 1 5 5 | 1 6 3               |

表2 都県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 埼 玉 県 | 5 9   | 6 3                 |
|  | 千 葉 県 | 2 9   | 3 1                 |
|  | 東 京 都 | 4 6   | 4 7                 |
|  | 神奈川県  | 2 1   | 2 2                 |
|  | 総 量   | 1 5 5 | 1 6 3               |

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 108   | 111                 |
|  | 産業排水 | 24    | 25                  |
|  | その他  | 34    | 34                  |
|  | 総量   | 166   | 170                 |

表4 都県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 埼玉県  | 50    | 51                  |
|  | 千葉県  | 30    | 32                  |
|  | 東京都  | 60    | 61                  |
|  | 神奈川県 | 26    | 26                  |
|  | 総量   | 166   | 170                 |

(3) リン含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 8.3   | 8.8                 |
|  | 産業排水 | 1.5   | 1.4                 |
|  | その他  | 1.9   | 2.1                 |
|  | 総量   | 11.7  | 12.3                |

表6 都県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 埼玉県  | 3.2   | 3.4                 |
|  | 千葉県  | 1.8   | 1.9                 |
|  | 東京都  | 4.7   | 5.0                 |
|  | 神奈川県 | 2.0   | 2.0                 |
|  | 総量   | 11.7  | 12.3                |

## 2. 目標年度

目標年度は平成 31 年度とする。

## 3. 汚濁負荷量の削減の方途

東京湾における水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 生活排水について、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。

加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。

- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

- (3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。

- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

## 4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。

- (2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。

- (3) 底質からの窒素及びリンの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。

- (4) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。

- (5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。

- (6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。

- (7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参 考)

東京湾に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

平成26年度における総量 1 3 9 トン／日

目標年度における総量 1 3 2 トン／日

(2) 窒素含有量について

平成26年度における総量 1 5 9 トン／日

目標年度における総量 1 5 7 トン／日

(3) りん含有量について

平成26年度における総量 1 0 . 4 トン／日

目標年度における総量 9 . 9 トン／日

# 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

(伊勢湾)

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）は、なおその効力を有する。

## 1. 削減の目標

発生源別及び県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

### (1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|-------|-------|---------------------|
| 生活排水  | 6 3   | 6 9                 |
| 産業排水  | 5 2   | 5 4                 |
| そ の 他 | 1 8   | 1 8                 |
| 総 量   | 1 3 3 | 1 4 1               |

表2 県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|-------|-------|---------------------|
| 岐 阜 県 | 3 4   | 3 6                 |
| 愛 知 県 | 7 4   | 7 9                 |
| 三 重 県 | 2 5   | 2 6                 |
| 総 量   | 1 3 3 | 1 4 1               |

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 40    | 42                  |
|  | 産業排水 | 21    | 21                  |
|  | その他  | 47    | 47                  |
|  | 総量   | 108   | 110                 |

表4 県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |     | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-----|-------|---------------------|
|  | 岐阜県 | 29    | 30                  |
|  | 愛知県 | 57    | 58                  |
|  | 三重県 | 22    | 22                  |
|  | 総量  | 108   | 110                 |

(3) リン含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 3.4   | 3.7                 |
|  | 産業排水 | 2.1   | 2.3                 |
|  | その他  | 2.3   | 2.2                 |
|  | 総量   | 7.8   | 8.2                 |

表6 県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |     | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-----|-------|---------------------|
|  | 岐阜県 | 1.8   | 1.9                 |
|  | 愛知県 | 4.4   | 4.6                 |
|  | 三重県 | 1.6   | 1.7                 |
|  | 総量  | 7.8   | 8.2                 |



## 2. 目標年度

目標年度は平成 31 年度とする。

## 3. 汚濁負荷量の削減の方途

伊勢湾における水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 生活排水について、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。

加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。

- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

- (3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。

- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

## 4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。

- (2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。

- (3) 底質からの窒素及びリンの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。

- (4) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。

- (5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。

- (6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。

- (7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参 考)

伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

平成26年度における総量 1 2 9 トン／日

目標年度における総量 1 2 1 トン／日

(2) 窒素含有量について

平成26年度における総量 1 0 3 トン／日

目標年度における総量 1 0 1 トン／日

(3) りん含有量について

平成26年度における総量 7. 3 トン／日

目標年度における総量 6. 9 トン／日

## 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

### (瀬戸内海)

この総量削減基本方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号に規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）は、なおその効力を有する。

## 1. 削減の目標

発生源別及び府県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

### (1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 生活排水  | 1 6 3 | 1 8 0               |
|  | 産業排水  | 1 9 0 | 1 7 3               |
|  | そ の 他 | 5 1   | 5 1                 |
|  | 総 量   | 4 0 4 | 4 0 4               |

表 2 府県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 京 都 府 | 1 3   | 1 4                 |
|  | 大 阪 府 | 4 6   | 4 9                 |
|  | 兵 庫 県 | 4 2   | 4 3                 |
|  | 奈 良 県 | 1 4   | 1 5                 |
|  | 和歌山県  | 1 7   | 1 9                 |
|  | 岡 山 県 | 3 2   | 3 4                 |
|  | 広 島 県 | 4 5   | 4 5                 |
|  | 山 口 県 | 4 4   | 3 8                 |
|  | 徳 島 県 | 3 4   | 2 9                 |
|  | 香 川 県 | 2 3   | 2 4                 |
|  | 愛 媛 県 | 5 1   | 5 2                 |
|  | 福 岡 県 | 1 2   | 1 0                 |
|  | 大 分 県 | 3 1   | 3 2                 |
|  | 総 量   | 4 0 4 | 4 0 4               |

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 生活排水  | 1 2 3 | 1 2 5               |
|  | 産業排水  | 1 0 0 | 8 7                 |
|  | そ の 他 | 1 7 9 | 1 7 8               |
|  | 総 量   | 4 0 2 | 3 9 0               |

表4 府県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |       | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|-------|-------|---------------------|
|  | 京 都 府 | 1 4   | 1 4                 |
|  | 大 阪 府 | 4 8   | 4 9                 |
|  | 兵 庫 県 | 5 2   | 4 8                 |
|  | 奈 良 県 | 1 0   | 1 1                 |
|  | 和歌山県  | 1 5   | 1 5                 |
|  | 岡 山 県 | 3 7   | 3 7                 |
|  | 広 島 県 | 4 0   | 3 9                 |
|  | 山 口 県 | 3 1   | 2 8                 |
|  | 徳 島 県 | 1 9   | 1 7                 |
|  | 香 川 県 | 3 0   | 2 8                 |
|  | 愛 媛 県 | 5 6   | 5 7                 |
|  | 福 岡 県 | 1 7   | 1 4                 |
|  | 大 分 県 | 3 3   | 3 3                 |
|  | 総 量   | 4 0 2 | 3 9 0               |

(3) りん含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 10.0  | 10.2                |
|  | 産業排水 | 6.3   | 5.7                 |
|  | その他  | 8.9   | 8.7                 |
|  | 総量   | 25.2  | 24.6                |

表6 府県別の削減目標量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 京都府  | 1.1   | 1.2                 |
|  | 大阪府  | 2.9   | 3.0                 |
|  | 兵庫県  | 2.8   | 2.3                 |
|  | 奈良県  | 0.8   | 0.8                 |
|  | 和歌山県 | 1.2   | 1.2                 |
|  | 岡山県  | 1.9   | 2.0                 |
|  | 広島県  | 2.2   | 2.2                 |
|  | 山口県  | 2.0   | 1.7                 |
|  | 徳島県  | 1.5   | 1.4                 |
|  | 香川県  | 1.7   | 1.6                 |
|  | 愛媛県  | 4.1   | 4.2                 |
|  | 福岡県  | 0.7   | 0.6                 |
|  | 大分県  | 2.3   | 2.4                 |
|  | 総量   | 25.2  | 24.6                |

## 2. 目標年度

目標年度は平成 31 年度とする。

## 3. 汚濁負荷量の削減の方途

大阪湾においては、窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁を解消することを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させないことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 生活排水について、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。

加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。

- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

- (3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。

- (4) 大阪湾を除く瀬戸内海においては、地域における海域利用の実情を踏まえ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進すること。

- (5) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

## 4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。

- (2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。

- (3) 底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。

- (4) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。

- (5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。

- (6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の地域の多様

な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。

(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参考1)

瀬戸内海に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

平成26年度における総量 366 トン／日

目標年度における総量 366 トン／日

(2) 窒素含有量について

平成26年度における総量 370 トン／日

目標年度における総量 380 トン／日

(3) リン含有量について

平成26年度における総量 22.8 トン／日

目標年度における総量 23.4 トン／日

(参考2)

大阪湾※に係る発生源別、府県別の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表7 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 60    | 63                  |
|  | 産業排水 | 18    | 18                  |
|  | その他  | 7     | 10                  |
|  | 総量   | 85    | 91                  |

表8 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 京都府  | 13    | 14                  |
|  | 大阪府  | 46    | 49                  |
|  | 兵庫県  | 14    | 15                  |
|  | 奈良県  | 12    | 13                  |
|  | 和歌山県 | 0.5未満 | 0.5未満               |
|  | 総量   | 85    | 91                  |



(2) 窒素含有量について

表9 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 50    | 51                  |
|  | 産業排水 | 11    | 11                  |
|  | その他  | 26    | 26                  |
|  | 総量   | 87    | 88                  |

表10 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 京都府  | 14    | 14                  |
|  | 大阪府  | 48    | 49                  |
|  | 兵庫県  | 17    | 16                  |
|  | 奈良県  | 8     | 9                   |
|  | 和歌山県 | 0.5未満 | 0.5未満               |
|  | 総量   | 87    | 88                  |

(3) リン含有量について

表11 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量 | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|-------|---------------------|
|  | 生活排水 | 3.4   | 3.6                 |
|  | 産業排水 | 1.0   | 1.0                 |
|  | その他  | 1.2   | 1.2                 |
|  | 総量   | 5.6   | 5.8                 |

表12 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

(単位：トン／日)

|  |      | 削減目標量  | (参考)<br>平成26年度における量 |
|--|------|--------|---------------------|
|  | 京都府  | 1.1    | 1.2                 |
|  | 大阪府  | 2.9    | 3.0                 |
|  | 兵庫県  | 0.9    | 0.9                 |
|  | 奈良県  | 0.7    | 0.7                 |
|  | 和歌山県 | 0.05未満 | 0.05未満              |
|  | 総量   | 5.6    | 5.8                 |

※「大阪湾」とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表第二号ハに掲げる水域をいう（以下同じ。）。

なお、大阪湾に係る発生源別及び府県別の目標年度における量及び平成26年度における量は、大阪湾及びこれに流入する公共用水域の水質の汚濁に係る地域に係る量である。